

経営事項審査制度の改正に伴う再審査について

(埼玉県知事許可業者)

本改正前の評価方法に基づき経営規模等評価の結果の通知を受けた者は、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、改正日である令和8年7月1日から120日以内に限り、再審査を申し立てることができます。

これにつき、埼玉県では下記のとおり再審査申立てを受け付けます。

記

1 受付期間

令和8年7月1日(水)～令和8年10月28日(水)

2 手数料

無料

3 予約方法

予約は不要です。郵送で書類をご提出ください。

※封筒に朱書きで「経審再審査」と記載してください

4 結果通知書の発送期間

通常の審査と同様 約3週間程度

※不備がある場合は遅れる可能性がございます

5 主な再審査対象項目

- (1) 『建設技能者を大切にすゑる企業の自主宣言制度』の宣言の有無の新設
- (2) 「建設機械の保有状況」における加対象となる建設機械の拡大
(「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」の2種類)
- (3) 「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入の有無に関する項目の削除

6 提出書類 ※返信用封筒は不要です

(1) 申請書類【A4片面印刷】

1	経営規模等評価再審査申立書 (20001 帳票) (表紙及び2枚目)	・番号順に並べたものを 2部提出 (正本・副本) ※1部返却
2	工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票)	
3	その他の審査項目 (社会性等) (20004 帳票)	
4	技術職員名簿 (20005 帳票)	
5	委任状	・行政書士が代理人として申請する場合に提出 ※ <u>委任者の押印があること</u> (写しも可)
6	経営状況分析結果通知書	1部提出 (写しで可)

(2) その他添付書類【A4片面印刷】※変更があるもののみご提出ください

7	建設機械等の保有状況 (埼玉県経営規模等評価申請用) <項番 62 該当資料> ※ 2部提出	⑩不整地運搬車 ⑪アスファルト・フィニッシャ (自動車検査証の車体形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載のあるもの)
8	「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書 (様式第7号) <項番 52 該当資料>	審査基準日現在で「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言を行っている場合に提出

(3) 確認書類【返却しないため、原本ではなく写し(なるべく両面コピー)】

9	<p>再審査の元となる直近に受けた経営事項審査の</p> <p>① 申請書の控え ② 結果通知書</p>	<p>「① 申請書の控え」は受理印のある次を提出すること。</p> <p>(1) 20001 帳票 (2) 20002 帳票 (3) 20004 帳票 (4) 20005 帳票 (5) 建設機械等の保有状況 (提出している場合のみ)</p>
10	<p>① 建設機械等の保有が確認できる書類</p> <p>② 法定検査の実施等が確認できる書類</p> <p><項番 62 確認資料></p>	<p>「No7 建設機械等の保有状況」を提出する場合は以下を提出すること。</p> <p>① 建設機械等の保有が確認できる書類 (いずれかを提出)</p> <p>(1) 売買契約書又は販売店発行の販売証明書 (2) 自動車検査証 (ダンプ車、移動式クレーンのみ) ※1,2 (3) 法人税申告書の減価償却に関する明細書 (4) リース契約書又はリース契約証明書</p> <p>② 法定検査の実施等が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不整地運搬車→特定自主検査記録表※3 ・アスファルト・フィニッシャー→自動車検査証※1 <p>※1 電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項も提出すること。 ※2 リース契約の場合は、リース契約書またはリース契約証明書も提出すること。 ※3 新規取得した機械で審査基準日から過去1年以内に検査を行っていない場合は次を提出すること。</p> <p>【新車の場合】 →特定自主検査実施時期証明書</p> <p>【中古車の場合】 →前所有者が行った特定自主検査記録表</p>
11	<p>「建設技能者を大切に にする企業の自主宣 言制度」 において宣言してい ることを証する書面 の写し (宣言書)</p> <p><項番 52 確認資料></p>	<p>・「No8 建設技能者を大切に にする企業の自主宣言 制度」に関する誓約書 (様式第7号)を作成する 場合は提出すること。</p>

7 申請書類の記載方法(20001帳票)

(1)表題部(1枚目)

<p>様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)</p> <p style="text-align: right;">(用紙A4) 2 0 0 0 1</p> <p style="text-align: center;">経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。 建設業法第29条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。</p> <p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p>
--

※「経営規模等評価再審査申立書」以外の文言を二重線で消してください。

(2)項番05(1枚目)

<p>申請等の区分</p> <p style="margin-left: 100px;"> 0 5 4³ </p>

※申請等の区分は「4」を記入してください。

(3)再審査を求める事項等(2枚目下)

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和8年7月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

- ※1 「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記載してください。
- ※2 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載してください。
- ※3 「再審査を求める事項」の欄には、「令和8年7月1日施行の改正に係る事項」と記載し、「再審査を求める理由」の欄には、「制度改正のため」と記載してください。

8 旧結果通知書(原本)について

旧結果通知書は、再審査に基づく新たな結果通知書と引換えに回収させていただきます。

新たな通知書を発行次第、ご連絡差し上げますので、その際はお手数おかけしますが旧結果通知書と身分証を携帯の上、窓口までお越してください。

9 再審査における注意点

- ・再審査を受けない場合も、改正前の評価方法に基づく審査は有効です。
- ・審査基準日は元の申請と同じものとなります。
- ・再審査による変更は、本改正に関わる箇所に限ります。
(それ以外の部分は、前回と同じ内容で提出してください)
- ・再審査の申請日時時点で当該結果通知書が有効期限内である必要があります。
(審査基準日から1年7か月)